

2009

9

社会保険きばん

No.715



今月の記事

- 老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者期間と重複する厚生年金等の加入期間が新たに判明した場合の取扱いが変更になりました。
- 基礎年金の国庫負担割合が1/2に増えました！
- 平成21年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改訂されます。
- 健康保険証が切り替わります。
- 平成21年9月分から健康保険料率が変わりました。
- 郵送による届出にご協力を願います。
- 年金相談窓口開設等のご案内
- ねんきん定期便専用ダイヤル
0570-058-555
- 各種適用関係届書の送付先について

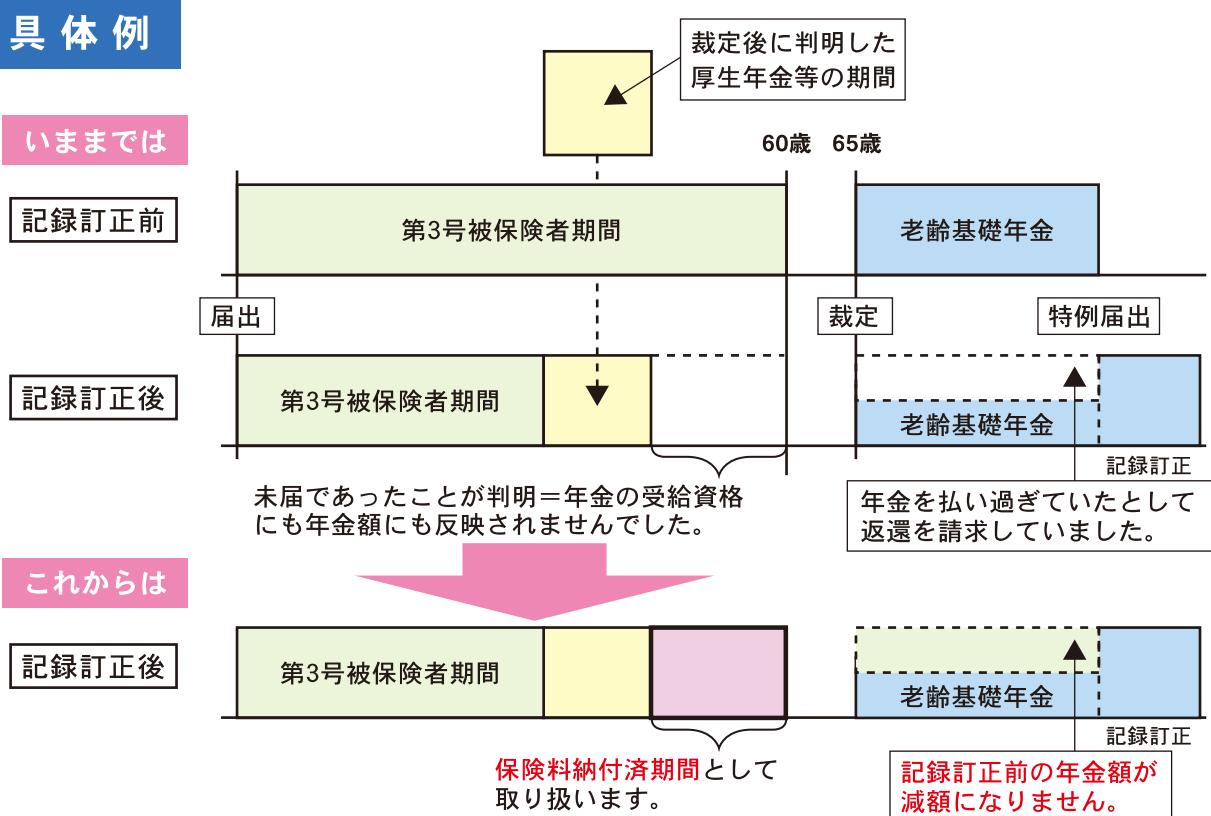
社会保険料は納期内に納付しましょう。
職場内で回覧しましょう。

老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者期間と重複する厚生年金等の加入期間が新たに判明した場合の取扱いが変更になりました。

いままでは、老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者中に会社等にお勤めされた期間(厚生年金等の加入期間)が判明した場合、厚生年金等の資格喪失後の期間が未届の期間として扱われ、年金の受給資格にも年金額にも反映されませんでした。

これからは、会社等を退職した後の第3号被保険者期間が保険料納付済期間として取り扱われますので、過去の年金額が減額とならなくなりました。

具体例



- ※ 国民年金第3号被保険者は、会社員や公務員に扶養される配偶者のことです。
- これらの方は、保険料を納付する必要はありませんが、第3号被保険者となった旨の届出を行うことが必要です。

既に年金額を返納された方は、返納された額が改めて支払われます。
社会保険事務所に申出書等を提出していただく必要がありますので、詳しくはお近くの「社会保険事務所」へお尋ねください。

■佐賀社会保険事務所
0952-31-4191

■唐津社会保険事務所
0955-72-5161

■武雄社会保険事務所
0954-23-0121

基礎年金の国庫負担割合が1/2に増えました!

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除制度があります。

今回の国庫負担割合の増加により、平成21年4月以後の保険料免除期間について、将来受取る年金額が増額されました。

被保険者負担分	1/2	国庫負担分	従来	21年4月以後
全額免除		増額分	従来の国庫負担	1/3 → 1/2が年金額に反映
3/4免除	1/4 納付	増額分	従来の国庫負担	1/2 → 5/8が年金額に反映
半額免除	半額納付	増額分	従来の国庫負担	2/3 → 6/8が年金額に反映
1/4 免除	3/4納付	増額分	従来の国庫負担	5/6 → 7/8が年金額に反映

(例)全額免除期間を有する方の老齢基礎年金の計算(全額納付を1とした場合)

平成21年3月以前の全額免除期間・・・1/3が年金額に反映

平成21年4月以降の全額免除期間・・・1/2が年金額に反映

ご注意ください!

国民年金保険料一部免除(1/4免除・半額免除・3/4免除)が承認された方は、残りの一部保険料を納めないと未納期間になり、年金が受け取れない場合がありますので、必ず納めましょう。

平成21年9月分(10月納付分)から 厚生年金保険の保険料率が改訂されます。

- 厚生年金保険料率(平成21年9月1日～平成22年8月31日 適用)
 - 一般の被保険者等 … 15.704% (厚生年金基金加入員…10.704%～13.304%)
 - 抗内員・船員の被保険者… 16.448% (厚生年金基金加入員…11.448%～14.048%)
- 児童手当拠出金率 … 0.13%
 - ※児童手当拠出金については事業主が全額負担することとなります。

※被保険者の皆様にもお知らせいただきますよう、よろしくお願ひします。



健康保険証が切り替わります

従来の政府管掌健康保険の健康保険証(オレンジ色)をお持ちの方については、昨年10月の協会けんぽの設立後も引き続きご使用いただいてあります。新たな健康保険証(水色)へ切替を行いますので、ご協力をあ願いいたします。

今回の切替の対象：従来の健康保険証をお持ちの方

▼従来の健康保険証



オレンジ色

▼新たな健康保険証

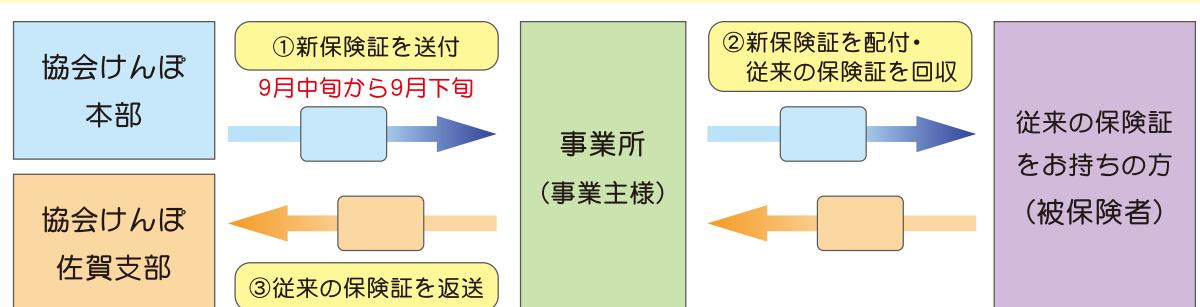


水
色

切替

事業主の皆様へは、9月中旬から9月下旬にかけて、切替の対象となる方の新たな健康保険証(水色)を送りますので、従来の健康保険証(オレンジ色)と交換・回収のうえ、協会けんぽ佐賀支部にてご返送ください。(返信用の封筒を同封いたします。)

なお、昨年10月以降、協会けんぽに加入された方など、既に新たな健康保険証(水色)をお持ちの方は、今回の切替の対象となりません。



※切替の詳細につきましては、新たな健康保険証をお送りする際に、改めてお知らせいたします。

健康保険証更新の注意点Q&A

Q1 何名かの保険証が同封されていない。

A1 平成20年10月以降に取得・再発行等、すでに新しい健康保険証(水色)をお持ちの方につきましては、今回の切替の対象とはなりません。お手数ですが、健康保険証が同封されていない場合は、まず新しい健康保険証をすでにお持ちではないかご確認をお願いいたします。

Q2 返却しなければならない旧健康保険証が手元にない。

A2 同封する「被保険者証更新一覧表」の該当者の右横に、失くした場合は「」、一時回収できない場合は「」と記入し、返却する旧健康保険証と一緒に、記入した一覧表を返信用封筒にて返送していただきますようお願いいたします。

Q3 すでに新しい健康保険証をもっている。

A3 佐賀支部におけるデータ抽出日である8月8日以降に再交付や氏名変更等を行い、すでに新しい健康保険証をお持ちの場合は、今回送付する新しい健康保険証は不要となりますので、返信用封筒にて返却していただきますようお願いいたします。

平成21年
9月分から

健康保険料率が変わりました。

協会けんぽの健康保険料率は、これまで全国一律(これまで8.2%)でしたが、

平成21年9月分(10月納付分)から医療費水準・年齢構成・所得差など、地域の実情を反映した都道府県ごとの保険料率に変わりました。

平成21年8月までの料率
「8.20%」

平成21年9月から
新料率「8.25%」

※40歳から64歳までの方(介護保険2号被保険者)は、これに全国一律の介護保険料率(1.19%)が加わります。

「ジェネリック医薬品」を利用しましょう。

ジェネリック医薬品とは、特許期間がすぎた後に販売される、医薬品です。加入者の皆様の薬剤費負担の軽減と、増え続ける医療費の抑制策として、厚生労働省が使用を促進しています。

※品質・有効性・安全性は、新薬と同等です。

※開発費用を安く抑えることができるため、価格が新薬より安くなっています。

ジェネリック医薬品希望カード

医療・薬剤師の皆様へ

ジェネリック医薬品を希望します。

ジェネリック医薬品に関する情報をお願いします。

●ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が確認されてきたお薬と同等と認められたお薬です。

●ジェネリック医薬品を希望される方は、かかりつけの医師や薬剤の薬剤師にご相談ください。その際、このカードを適宜ご活用ください。

氏名

全国健康保険協会

協会けんぽ

ホームページより「**ジェネリック医薬品希望カード**」をダウンロードすることができます。

「郵送」による届出にご協力を願いいたします。

お客様の利便性と事務処理の迅速化を図るため、各種届出書等の提出につきましては、佐賀支部へ**直接郵送**いただきますようにご協力を願いいたします。

すべての手続きが郵送でできます

- 保険給付のご請求
- 健康保険証の再交付申請
- 任意継続のお申込み
- 健康診断のお申込み など

送付先 〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階
全国健康保険協会佐賀支部 宛



佐賀支部のホームページをぜひご利用ください

できること

- ◆ 申請書・記入例のダウンロード
- ◆ 各種制度の説明・健診実施機関の確認
- ◆ よくあるご質問Q&Aの確認など

アクセス方法

佐賀全国健康保険協会 検索



社会保険事務局

《年金相談窓口開設等のご案内》

平成21年 10月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
				1 鳥栖市役所	2 伊万里市役所	3
4	5	6 鹿島市民会館	7 多久市役所	8 鳥栖市役所	9 伊万里市役所	10
11	12	13 基山町役場	14 有田町役場 (東庁舎)	15 鳥栖市役所	16 伊万里市役所	17
18	19	20 鹿島市民会館	21 多久市役所	22 鳥栖市役所	23 伊万里市役所	24
25	26	27 基山町役場	28 佐賀県陶磁器 工業共同組合	29	30 伊万里市役所	31

《県内社会保険事務所における休日相談》

■:県内全社会保険事務所の休日開設日(受付時間 9:30~16:00まで)

■:「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」が併設されております。
ぜひご利用下さい。(相談時間 10:00~15:00まで)

※全国の社会保険事務所の「相談窓口の混雑状況」を社会保険庁ホームページ
(<http://www.sia.go.jp/>)でご案内しております。

※追加の休日開設や時間延長をおこなう場合がありますので、詳しくは社会保険事務所までお問い合わせください。

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。

出張相談(予約制)		相談時間 10:00~15:00
出張相談所	予約申込先	
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀社会保険事務所 0952-31-4191	
伊万里市役所	唐津社会保険事務所 0955-72-5161	
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117	
有田町役場 東庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114	
佐賀県陶磁器 工業協同組合		

県内社会保険事務所における相談時間

- 佐賀社会保険事務所 0952-31-4191
- 唐津社会保険事務所 0955-72-5161
- 武雄社会保険事務所 0954-23-0121

平 日 8:30~17:15

毎週月曜日 8:30~19:00
(休日の場合は翌日)

第2土曜日 9:30~16:00

※予約相談も受付けておりますので、各社会保険事務所へお申し込みください。

『ねんきん定期便専用ダイヤル』 0570-058-555

※一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかる市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。

※間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかげください。

受付時間 ●月～金曜日:午前9時～午後8時まで ●第2土曜日:午前9時～午後5時まで

※祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。

※お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

各種適用関係届書の送付先

県内の各社会保険事務所では、適用関係の事務手続きを迅速に行うため、郵送化を図っているところです。

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される際は、以下の所在地へ直接送付いただきますようご協力をお願いいたします。

社会保険事務所へ郵送される場合より早く手続きを行うことが出来ます。

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル5F 佐賀社会保険事務局事務センター 管理2係

各種適用関係届書の標準的な事務処理期間は、社会保険事務所受付後、おおよそ7日間程度です。

(上記事務センターへ直接郵送された場合は1日短縮されます。)

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成21年9月分保険料の納付期限は平成21年11月2日(月)です。

ご注意ください!! → ※平成21年9月分の社会保険料計算に係る届書は10月6日(火)までに到着するようお届けください。
その後に到着した場合は平成21年9月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。